

## 平成24年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告について (報道発表資料)

○ 平成24年分確定申告の相談・申告書の受付期間は、下表のとおりです。

所 得 税	平成25年2月18日(月)～平成25年3月15日(金)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成25年1月4日(金)～平成25年4月1日(月)
贈 与 税	平成25年2月1日(金)～平成25年3月15日(金)

- (注) 1 所得税の還付申告は、上記の期間前でも提出することができます。  
2 平成24年分の所得税の確定申告期間は、平成25年2月16日(土)から3月15日(金)までです。  
3 平日(月～金)以外でも、一部の税務署では、2月24日と3月3日に限り日曜日も確定申告の相談・申告書の受付を行います。

○ 平成24年分確定申告に係る納期限及び振替納税の場合の振替日は、下表のとおりです。

	納 期 限	振 替 日
所 得 税	平成25年3月15日(金)	平成25年4月22日(月)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成25年4月1日(月)	平成25年4月24日(水)
贈 与 税	平成25年3月15日(金)	

- (注) 1 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。  
2 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。  
残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。

## 国税庁ホームページのご紹介

○ 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）では、「確定申告特集ページ」を設け、ご自宅からの申告をサポートしています。

確定申告特集ページでは、

- パソコンで申告書を作成できる確定申告書等作成コーナー
- パソコンで作成した申告書をご自宅から送信できるe-Tax
- お問い合わせの多い事項のQ&A

などをご利用いただけます（別添1-1）。

◆ 「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます（別添2）。

- 「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力することにより、**税額などが自動的に計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書などが作成**できます。
- **24時間いつでも利用可能**で、**作成途中のデータを保存**することもできます。
- 作成した所得税、消費税及び贈与税の申告書を、**e-Taxを利用して送信**することができます。  
また、**印刷して郵送等で提出**することもできます。
- 所得税・消費税・贈与税の申告書のほか、青色申告決算書や収支内訳書、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成することができます。

◆ e-Taxにより申告や納税ができます（別添3）。

- 作成した所得税の確定申告書を e-Tax を利用して提出すると、次のようなメリットがあります。

- ① **最高3,000円の税額控除**が受けられます！（注1）
- ② **添付書類の提出を省略**できます！（注2）
- ③ **還付がスピーディー**です！



- 平成25年1月15日（火）午前8時30分から、所得税の確定申告期限の3月15日（金）までは、**作成した申告書を24時間いつでもe-Taxを利用して送信**することができます（メンテナンス時間を除きます。）。
- 確定申告期間中は、平日だけでなく**全ての日曜日（2/17、24、3/3、10）にe-Tax・作成コーナーヘルプデスク**を開設しています（電話番号：0570-01-5901）。

（注）1 上記の税額控除は平成24年分の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、平成25年3月15日（金）までにe-Taxで行う場合にのみ適用されます（平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回受けることができ、平成24年分が適用最終年です。）。

2 提出を省略した添付書類は、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

◆ お問い合わせの多い事項のQ & Aなどを掲載しています。

- 確定申告をする必要がある人や申告書の提出期間、申告が間違っていた場合の手続など、お問い合わせの多い事項のQ & Aを掲載しています。
- 「確定申告書等作成コーナー」や e-Tax の操作手順等を動画でも解説しています。
- 確定申告書等の様式や手引きなどがダウンロードできます。

## 申告相談のご案内

- 税務署では、確定申告の相談や申告書の提出で来署される納税者の方々のため、次のような取組を行っています。
- ◆ 税務署の申告相談会場では、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、e-Taxを利用して提出をしていただいています。  
パソコンを使った申告書の作成を実感していただくとともに、e-Taxの利便性を体験していただける体制を整備しています。  
なお、書面による申告書の作成もできます。
- ◆ 確定申告期間中は、**税務署庁舎外の会場**で確定申告の相談や申告書の受付を行う**税務署があります**のでご注意ください（別添4）。  
※ 詳しくは、国税庁ホームページの各国税局・沖縄国税事務所ページで確認されるか、所轄の税務署におたずねください。
- ◆ 駅や街の中心部など便利な場所に**どなたでも利用することができる広域申告センターを開設**し、確定申告の相談や申告書の受付を行います。お住まいの住所にかかわらず、どこの会場でもご利用できますので、勤務先のお近くなど便利な会場をご利用ください（別添5）。
- ◆ 一部の税務署では、**2月24日と3月3日の日曜日に限り、確定申告の相談や申告書の受付**を行います（別添6）。  
なお、税務署は、通常、土・日・祝日は閉庁しています。
- ◆ **確定申告に関するご相談は、電話でも受け付けています**。所轄の税務署にお電話いただくと、自動音声でご案内していますので、確定申告に関するご質問・ご相談は、「0（ゼロ）」を選択してください。

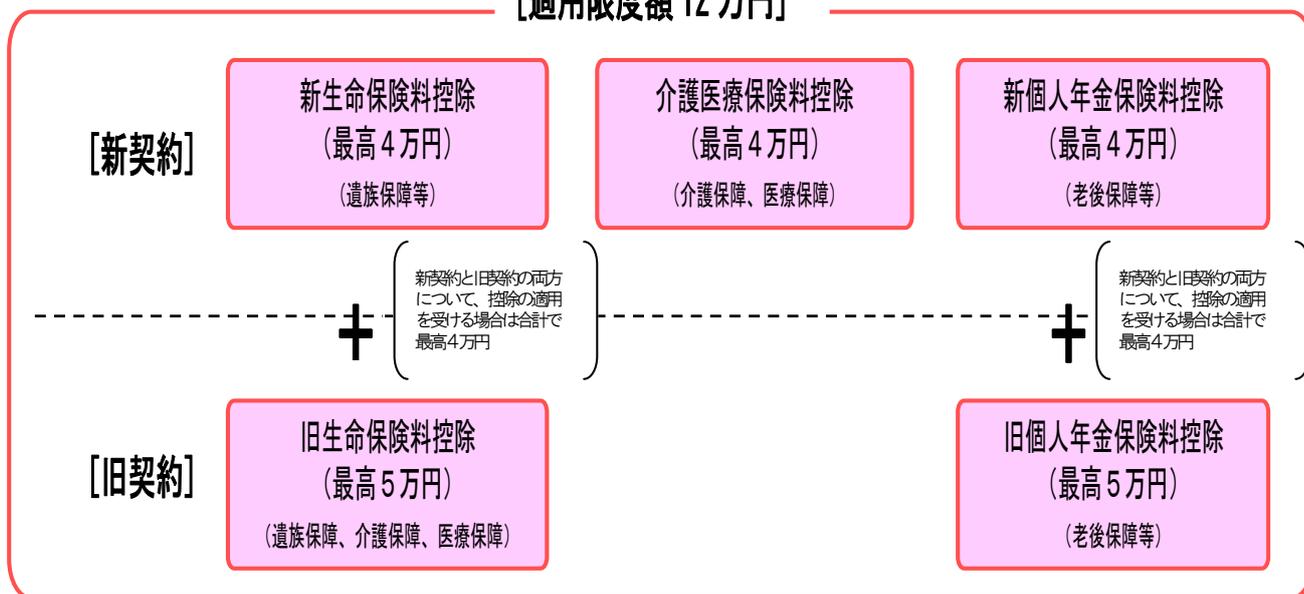
## 主な税制改正について

○ 平成24年分の所得税に関する主な改正は以下のとおりです。申告の際にはご注意ください。

### ◆ 生命保険料控除の改正

- 生命保険料控除の対象となる保険料に、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料（最高4万円の控除額）が追加されました。
- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除額（各最高4万円の控除額）及び平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除額（各最高5万円の控除額）の合計額が最高12万円（改正前：最高10万円）とされました。

### [適用限度額 12万円]



## ご留意いただきたい事項

### ◆ 確定申告が必要な方の主な例

- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方
- 各種の所得金額が所得控除の合計額を超え、その超えた額に対する税額が配当控除額を超える方
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方
  - ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

など

### ◆ 申告書の作成の際には誤りにご注意ください。

#### （誤り事例）

- 薬局で購入した日用品や予防接種費用について医療費控除を適用
- 支払った医療費の金額から生命保険会社や損害保険会社から支払を受ける医療費を補填する保険金などを差し引かずに医療費控除を適用
- 地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除を適用（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等を除く。）

### ◆ 添付書類の添付漏れにごご注意ください。

- 給与や年金の「源泉徴収票」（原本）
- 医療費控除を受ける場合の領収書、おむつ使用証明書等
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合の住民票の写しや登記事項証明書等

### ◆ 平成22年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成24年分の消費税の確定申告が必要です。

平成24年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成22年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、消費税の申告の必要がありますのでご注意ください。

- ◆ **振替納税のご利用をお願いします（別添7）。**  
所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）については、金融機関の預貯金口座から振替により納税する便利な制度（振替納税）がありますので、是非ご利用ください。
  
- ◆ **還付金の受取りは、口座振込のご利用をお願いします（別添8）。**  
還付金の受取りは、預貯金口座への振込みをご利用ください。  
申告書の「還付される税金の受取場所」欄に申告者（本人）名義の口座番号等を記載してください。  
※ 振込先口座の記載誤りにより振込みができなかった場合は、正しい振込先を確認した後、改めて振込手続を行うため、還付金の受取りが遅れてしまうこととなりますので、振込先を正確に記載して提出してください。
  
- ◆ **税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください（別添9）。**  
税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、ご注意ください。

## 東日本大震災への対応

### 平成24年分確定申告期における対応

#### 〔仙台局支援の実施〕

- 東日本大震災により被災された方が、昨年に引き続き、多数来署することが見込まれることから、平成24年分確定申告期においても納税者の方々への対応に万全を期すため、十分な体制整備を図ることとし、特に、被害が甚大な地域を管轄する仙台局に対して、次のような支援を行うこととしています。
  - ・ 仙台局の被災地署に対して、東京局及び関東信越局の職員を1日40名派遣し、申告相談事務等の支援を実施（3月4日～3月15日）  
（注）職員を派遣する5署は、仙台北、仙台中、仙台南、石巻及びいわき署。
  - ・ 東京局に仙台局管内納税者からの電話相談に対応するセンターを設置し、局間転送機能を利用して、仙台局管内納税者からの電話相談に対応（3月4日～3月15日）

#### 〔税務署でのご相談〕

- 被災地域を管轄する税務署では、多くの納税者の方のご相談が見込まれ、例年以上の混雑が予想されますので、お早めにご相談願います。
- 東日本大震災の影響により、住所地を離れて避難されている方につきましては、所轄の税務署のほか、最寄りの税務署でもご相談いただけます。
- 福島県の一部の地域については、国税通則法に基づく地域指定により、申告・納付等の期限が延長されています。

【表】 申告・納付等の期限が延長されている地域

	地 域	地域を管轄する税務署
福島県	川俣町	福島署
	田村市	郡山署
	南相馬市、飯舘村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村	相馬署

(注) この地域の方につきましては、東日本大震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、延長されています。

## 「確定申告特集ページ」について

- インターネットをご利用の方は、確定申告特集ページを是非ご覧ください。このページでは、所得税・消費税・贈与税の申告に関する情報を以下のとおり提供しています。

### 【確定申告特集ページ】

申告・納税に関する手続等を項目別に案内

初めて確定申告される方に、申告手続等を分かりやすく案内

平成24年分 確定申告に関する情報の総合窓口！  
**確定申告特集**  
このページでは、個人の方向けに所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告に関する情報を提供しています。

所得税・贈与税の申告・納税は、  
3月15日(金)まで  
個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は、  
4月1日(月)まで

初めて確定申告される方はこちら

申告書の提出方法別のご案内

インターネットで送信  
e-Taxの詳しい準備の仕方

印刷して郵送等で提出  
作成コーナーの詳細情報

書面提出

申告書等の作成を開始される方  
(確定申告書等作成コーナー トップ画面へ)

動画で見る  
確定申告に関する情報を分かりやすい動画で視聴できます。

申告書等の作成コーナー

確定申告書等作成コーナーや e-Tax の操作手続等を案内

動画で確定申告に関する手続を案内 (別添1-2 参照)

## ○ 国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」～確定申告に関する番組一覧～

番組の対象者	番組名	
医療費控除の 申告をされる方		税務署に行かずに確定申告！ 医療費控除を受けるとき
不動産所得の 申告をされる方		税務署に行かずに確定申告！ 不動産収入の確定申告
年金所得の 申告をされる方		税務署に行かずに確定申告！ 年金収入のある方の確定申告
株式の譲渡所得の 申告をされる方		税務署に行かずに確定申告！ 株式譲渡の確定申告
消費税の 申告をされる方		消費税の確定申告（一般課税）
		消費税の確定申告（簡易課税）
国税庁ホームページで 申告書を作成される方		使ってください！ 確定申告書等作成コーナー
		確定申告書等作成コーナーの 利用方法
		税務署に行かずに確定申告！ 確定申告書等作成コーナーを利用して e-Tax を行うための事前準備

※ 「住宅ローン控除の還付申告手続」を平成25年1月に配信予定。

※ インターネット番組「Web-TAX-TV」は、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも配信。

## 確定申告書等作成コーナーについて

### 作成できる申告書等

#### ◆ 所得税の確定申告書

給与所得のある方の還付申告や事業を営む方の申告のほか、土地・建物や株式等の譲渡、各種所得の損益の通算や損失の繰越の計算がある方など、山林所得を除く全ての所得に対応した申告書を作成できます。

(注) 申告内容によっては、ご利用できない場合がありますので、国税庁ホームページでご確認ください。

#### ◆ 青色申告決算書等

青色申告決算書及び収支内訳書の一般用、農業所得用、不動産所得用を作成できます。また、青色申告決算書については、現金主義用も作成できます。

#### ◆ 消費税の確定申告書

個人事業者の方が提出する「消費税及び地方消費税確定申告書」の一般用、簡易課税用及び各申告書に添付する付表を作成できます。

#### ◆ 贈与税の申告書

財産の贈与を受けた個人の方が提出する「贈与税の申告書」を作成できます。

#### ◆ 振替納税の預貯金口座振替依頼書

振替納税を利用する方が提出する「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成できます（e-Taxによる提出はできません。）。

## 確定申告書等作成コーナーの主な修正点

- ◆ **贈与税の申告書の e-Tax への対応**  
贈与税の申告書については、平成 24 年分から e-Tax 送信が可能となるよう機能を追加しました。
  
- ◆ **医療費控除の入力の利便性向上**  
医療費控除の入力に当たり、表計算ソフトを利用して入力したデータを医療費控除入力画面から読み込み、確定申告書等作成コーナーに反映させる機能を追加しました。
  
- ◆ **e-Tax 送信体験版の設置**  
確定申告書等作成コーナーから e-Tax で申告を行う方が、確定申告書等作成コーナーにおける e-Tax 送信までの操作の流れを事前に確認できるよう、確定申告書等作成コーナー内に e-Tax 送信体験版を設置しました。

## e-Taxについて

### e-Taxの受付時間(送信可能時間)

平成25年1月15日(火)～3月15日(金)	左記の期間以外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間(メンテナンス時間を除く。)</li> </ul> <p>(注) 1 平成25年1月15日(火)は、午前8時30分から利用可能です。 2 メンテナンスは、毎週月曜日午前0時～午前8時30分を予定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日～金曜日(祝日等を除く。)</li> </ul> <p>午前8時30分～午後9時</p>

### e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

e\_コクセイ  
電話番号：0570-01-5901

平成25年1月15日(火)～3月15日(金)	左記の期間以外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日～金曜日(祝日を除く。)及び 2月17日、24日、3月3日、10日 の日曜日</li> </ul> <p>午前9時～午後8時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日～金曜日(祝日等を除く。)</li> </ul> <p>午前9時～午後5時</p>

### e-Taxを利用するには

- 市区町村等で電子証明書を取得し、ICカードリーダライタをご用意ください(手数料や費用がかかります。)
- 「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。  
画面の案内に従って入力すれば、e-Taxを利用するための手続から申告書の作成・送信までを行うことができます。

- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

※  で  できます。

## 税務署庁舎外の会場で確定申告の相談等を行う税務署

国税局(所)	都道府県	税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌南・小樽・苫小牧 <b>合同会場</b> (旭川中・旭川東)
仙台国税局	青森県	弘前・八戸
	岩手県	盛岡・花巻・一関
	宮城県	塩釜 <b>合同会場</b> (仙台北・仙台中・仙台南) (2会場)
	秋田県	<b>合同会場</b> (秋田南・秋田北)
	山形県	山形・米沢・鶴岡
関東信越国税局	福島県	福島・会津若松・郡山・いわき・白河・須賀川・相馬・二本松
	茨城県	水戸・日立・土浦・下館
	栃木県	宇都宮・栃木・鹿沼
	群馬県	前橋・高崎・伊勢崎
	埼玉県	東松山・越谷 <b>合同会場</b> (川口・西川口) <b>合同会場</b> (浦和・大宮)
	新潟県	新潟・新津・巻・三条・新発田・小千谷・高田・佐渡
東京国税局	長野県	長野・伊那
	千葉県	千葉西・銚子・木更津・松戸・成田・東金
	東京都	大森・八王子・立川・町田 <b>合同会場</b> (麹町・神田・日本橋・京橋) <b>合同会場</b> (四谷・新宿) <b>合同会場</b> (世田谷・北沢・玉川・渋谷)
	神奈川県	横須賀・平塚 <b>合同会場</b> (横浜中・保土ヶ谷)
	山梨県	山梨
金沢国税局	富山県	富山
名古屋国税局	岐阜県	大垣・高山・関・中津川 <b>合同会場</b> (岐阜北・岐阜南)
	静岡県	沼津・三島・島田・富士・磐田・掛川・藤枝・下田 <b>合同会場</b> (静岡・清水) <b>合同会場</b> (浜西・浜東)
	愛知県	一宮・尾張瀬戸・半田・津島・豊田・西尾・小牧 <b>合同会場</b> (名古屋西・名古屋中村・熱田・中川) <b>合同会場</b> (名古屋東・名古屋北) <b>合同会場</b> (千種・名古屋中・昭和)
	三重県	津・四日市・伊勢・松阪・桑名・上野・鈴鹿・尾鷲
	大阪国税局	滋賀県
京都府		上京・右京
大阪府		港・泉大津・富田林・門真
兵庫県		兵庫・姫路・明石・洲本・伊丹・加古川・柏原
奈良県		桜井
和歌山県		粉河
広島国税局	鳥取県	鳥取・米子・倉吉
	島根県	松江・浜田・出雲
	岡山県	倉敷 <b>合同会場</b> (岡山東・岡山西)
	広島県	福山・府中 <b>合同会場</b> (広島東・広島南・広島西・広島北)
	山口県	下関・宇部・山口・徳山・防府・厚狭
高松国税局	徳島県	徳島・阿南
	香川県	丸亀
	愛媛県	新居浜
福岡国税局	福岡県	西福岡・大牟田・田川・八女・筑紫 <b>合同会場</b> (門司・小倉) <b>合同会場</b> (博多・福岡)
	長崎県	長崎・平戸
熊本国税局	大分県	大分・別府・日田
	宮崎県	宮崎・都城
	鹿児島県	鹿児島・加治木
沖縄国税事務所	沖縄県	沖縄・名護 <b>合同会場</b> (那覇・北那覇)
		185署 (うち50署は合同会場)

※ 通常、土・日・祝日は開場していません。

## 広域申告センター

局名	場所	期間
札幌	札幌市教育文化会館 (札幌市中央区)	1月29日～2月28日 (2月12日(火)、25日(月)は除く)
東京	新宿アイランド 地下1階 アクアプラザ (東京都新宿区)	2月7日～3月15日
金沢	フューチャーシティーファボーレ 1階 ファボーレホール (富山市婦中町)	2月1日～2月15日
名古屋	名古屋都市センター(金山南ビル14階) (名古屋市中区)	2月1日～2月7日
大阪	大阪駅前第2・第3ビル間 地下歩道 (大阪市北区) (※)	2月5日～2月28日
	堺市産業振興センター 5階 (堺市北区)	2月5日～2月15日
	千里朝日阪急ビル 4階A&Hホール (豊中市新千里東町)	2月5日～2月15日
	メセナひらかた 6階 (枚方市新町)	2月6日～2月15日 (2月12日(火)は除く)
	高槻市立総合市民交流センター 8階 (高槻市紺屋町)	2月5日～2月15日
	プレンティ1番館 4階 プレンティホール (神戸市西区)	2月5日～2月15日 (2月6日(水)は除く)
	アピア1 5階アピアホール (宝塚市逆瀬川)	2月5日～2月15日
	奈良県西奈良県民センター (奈良市登美ヶ丘)	2月5日～2月15日
広島	NTTクレドホール 基町クレド・パセーラ11階 (広島市中区)	2月14日～2月15日
	ママカリフォーラム(岡山コンベンションセンター2階) (岡山市北区)	2月7日～2月15日
	イオンモール倉敷2階イオンホール (倉敷市水江)	2月7日～2月8日
	備後地域地場産業振興センター (福山市東深津町)	2月6日～2月15日
	海峡メッセ下関 (下関市豊前田町)	2月7日～2月15日
福岡	A I M (アジア太平洋インポートマート) ビル3階 (北九州市小倉北区)	2月6日～3月15日
	福岡ビル 9階大ホール (福岡市中央区)	2月6日～3月15日
		設置 19 所

(注) 期間中の土・日曜日及び祝日は設置していません。  
ただし(※)を付した会場は、2月24日及び3月3日の日曜日についても設置します。

## 平成25年2月24日及び3月3日の日曜日に確定申告の相談等を行う税務署

国税局(所)	都道府県	税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・【札幌南】・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	石巻 合同会場(仙台北・仙台中・仙台南)(2会場)
	秋田県	合同会場(秋田南・秋田北)
	山形県	【山形】
	福島県	【福島】
関東信越国税局	茨城県	【日立】・【土浦】・竜ヶ崎 合同会場(水戸・太田)
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場(熊谷・行田)
		合同会場(川口・西川口)
		合同会場(浦和・大宮)
新潟県	【新潟】	
長野県	【長野】	
東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・【千葉西】・市川・船橋・【木更津】・【松戸】・【成田】・柏
	東京都	江東西・江東東・目黒・中野・杉並・荻窪・豊島・王子・荒川・板橋・葛飾・江戸川北・江戸川南・【八王子】・【立川】・武蔵野・青梅・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場(麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・四谷・新宿・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島)
		合同会場(品川・荏原)
		合同会場(大森・雪谷・蒲田)
		合同会場(練馬東・練馬西)
		合同会場(足立・西新井)
合同会場(世田谷・北沢・玉川・渋谷)		
神奈川県	鶴見・横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・【横須賀】・【平塚】・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和 合同会場(横浜中・保土ヶ谷)	
山梨県	甲府	
金沢国税局	富山県	【富山】
	石川県	金沢
	福井県	福井
名古屋国税局	岐阜県	合同会場(岐阜北・岐阜南)
	静岡県	合同会場(静岡・清水)
		合同会場(浜松西・浜松東)
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場(名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸)
		合同会場(名古屋西・名古屋中村・熱田・中川)
		合同会場(千種・名古屋中・昭和)
合同会場(刈谷・西尾)		
三重県	【津】	
大阪国税局	滋賀県	大津・草津
	京都府	宇治 広域センター(上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見)
	大阪府	堺・岸和田・豊能・吹田・【泉大津】・枚方・茨木・八尾・泉佐野・【富田林】・【門真】・東大阪 広域センター(大阪福島・西・西淀川・旭・城東・東淀川・北・大淀・東)
		広域センター(港・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・住吉・東住吉・西成・南)
	兵庫県	【姫路】・尼崎・【明石】・西宮・芦屋・【伊丹】・【加古川】 広域センター(灘・兵庫・長田・須磨・神戸)
	奈良県	奈良・葛城
和歌山県	和歌山	
広島国税局	鳥取県	【鳥取】
	島根県	【松江】
	岡山県	合同会場(岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸)
	広島県	合同会場(広島東・広島南・広島西・広島北)
山口県	【山口】	
高松国税局	徳島県	【徳島】
	香川県	高松
	愛媛県	松山
	高知県	高知
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場(門司・若松・小倉・八幡) 合同会場(博多・福岡)
	佐賀県	佐賀
	長崎県	【長崎】
熊本国税局	熊本県	熊本西・熊本東
	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
	鹿児島県	【鹿児島】
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場(那覇・北那覇)

(注) 1 合同会場では、( )内の税務署管内の納税者の申告書の收受等を行います。  
 2 広域センターでは、( )内の税務署管内以外の納税者の申告書も仮收受等を行います。  
 3 【 】書きの税務署は、相談会場が税務署庁舎と異なります。  
 4 上記1～3の相談会場の設置場所については、国税庁ホームページの各国税局・沖縄国税事務所ページで確認されるか、最寄りの税務署におたずねください。

振替納税をご利用ください。

- 振替納税は、ご指定の金融機関の預貯金口座から納税額が自動的に引き落としされる便利な制度です。振替納税を利用することで、納税者の皆様には、現金を持ち歩かなくても済むほか、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に出向かなくても済むというメリットがあります。

～ 振替納税を利用するには ～

- 振替納税を利用する場合には、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)に必要事項を記載し、金融機関への届出印を押印の上、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 確定申告書等作成コーナーで申告書を作成される方は、同時に振替依頼書の作成ができます。また、国税庁ホームページで作成することもできます。

作成した振替依頼書は、印刷し、金融機関への届出印を押印等の上、提出してください。

- (注) 1 振替依頼書は、納期限までに提出していただく必要があります。
- 2 税目ごとに手続が必要なため、既に所得税について振替納税を利用している方でも、消費税についても利用される場合は、改めて手続が必要となります。
  - 3 転居等により申告書の提出先の税務署が変更になった場合には、新たに手続が必要となります。
  - 4 インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。
  - 5 贈与税の納税に当たっては、振替納税はご利用になれません。

平成24年分の  
所得税と消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限等

- 所得税  
納期限 平成25年3月15日(金)  
振替日 平成25年4月22日(月)
- 消費税及び地方消費税  
納期限 平成25年4月1日(月)  
振替日 平成25年4月24日(水)

【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

# 国税還付金の受取りは、 口座振込をご利用ください。

## 口座振込をご利用になると…

- 指定されたご自身の口座へ自動入金されます。
- 全国の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)を利用できます。

## 還付される税金の振込先の記載方法

申告書の「還付される税金の受取場所」欄等に次の記載例にしたがって記入します。

※還付金の振込みは、申告者(本人)名義の口座に限ります。

※口座名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合は入金できません。

### ● 銀行・信用金庫等の口座への振込みの場合

(所得税確定申告書の場合)

銀行名、支店名は通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行名	〇〇〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	△△△△△	本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局名等	※記載不要		預金種類	普通 当座 贈与準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 5 6 7			

該当欄に○印を記入してください。(総合口座は「普通」)

(注) インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込みができませんので、お取引先の銀行へお問い合わせください。

### ● ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込みの場合

#### ご注意

- 1 平成21年1月から開始した他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は、記載しないでください。(従来の「記号」「番号」を記載してください。)
- 2 「記号」部分の5桁以降(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)は、記載しないでください。  
(例: 1 2 3 4 0 - 2 - 1 2 3 4 5 6 7 1)  
「記号」 不要 「番号」

(所得税確定申告書の場合)

貯金口座の「記号」「番号」を通帳等で確認して記入してください。

還付される税金の受取場所	銀行名	※記載不要		銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記載不要		本店・支店 出張所 本所・支所
	郵便局名等	※記載不要		預金種類	普通	当座	贈与準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	1 2 3 4 0	-	2	1 2 3 4 5 6 7 1		

「記号」(5桁)                      「番号」(2~8桁)

【国税庁・国税局・税務署からのお知らせ】

## 税務職員を装った不審な電話・ 「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、  
振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただ  
いた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。  
また、税務署や国税局では、

1. 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
2. 国税の納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを  
求めることはありません。

のでご注意ください。

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

